

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第86号）

- 1 公害防止等業務手当の支給対象業務の範囲を拡大することとした。（第8条の3関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第5条の3関係）
- 3 施行期日等

（1） この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成26年10月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 1による改正後の公害防止等業務手当は、平成26年6月1日から適用することとした。（附則第2項関係）

◎人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（条例第87号）

- 1 任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況に職員の休業の状況を加えることとした。（第3条関係）
- 2 施行期日等

（1） この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県県税条例等の一部を改正する条例（条例第88号）

- 1 岩手県県税条例の一部改正

（1） 県民税

ア 法人税割について、その税率を100分の3.2とし、特例税率を100分の4とすることとした。（第37条、附則第19条、附則第19条の2関係）

イ 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の県民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えることとした。（附則第8条の2関係）

ウ 都道府県又は市区町村に対する寄附に係る個人の県民税の寄附金税額控除について、所得税の最高税率の引上げに伴い、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得4,000万円超の場合は100分の45とする等所要の改正をすることとした。（第31条、附則第10条の4の2関係）

エ マンション敷地売却組合について収益事業課税とすることとした。（第27条関係）

（2） 事業税

地方法人特別税の税率の引下げに伴い、その引下げ相当分を法人の事業税に復元するため、法人の事業税の税率を引き上げることをとした。（附則第20条の2の5関係）

（3） 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（附則第25条関係）

ア 環境負荷の小さい自動車

平成26年度及び平成27年度に新車新規登録を受けた自動車で一定の基準を満たすものについて、税率の概ね100分の75又は100分の50を軽減する特例措置を講ずること。

イ 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定年数を経過した自動車について、税率の概ね100分の15（バス（一般乗合用バス等を除く。）及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。

- （4） その他所要の整備をすることとした。（第27条、第39条、第40条、第42条、第44条、附則第18条の3の2、附則第25条関係）

- 2 岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（附則第41条の10関係）

- 3 施行期日等

(1) この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日から施行することとした。(附則第1条関係)

ア 1(3)及び(4)(附則第25条の改正規定に限る。)、2並びに3(2)(附則第5条の規定に限る。) 公布の日

イ 1(1)ア及び1(2)並びに3(2)(附則第3条第2項の規定に限る。) 平成26年10月1日

ウ 1(1)イ及び(4)(附則第18条の3の2の改正規定に限る。)並びに3(2)(附則第2条第2項及び第3項の規定に限る。) 平成27年1月1日

エ 1(1)ウ及び3(2)(附則第2条第1項の規定に限る。) 平成28年1月1日

オ 1(4)(附則第18条の3の2及び附則第25条の改正規定を除く。)及び3(2)(附則第3条第1項及び附則第4条の規定に限る。) 平成28年4月1日

カ 1(1)エ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第80号)の施行の日

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条～附則第5条関係)

◎企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第89号)

1 企業立地の促進等のための集積区域内において県税の課税免除の適用を受ける特定事業のための施設の設置に係る基本計画の同意の期限を平成28年3月31日(現行平成26年3月31日)まで延長することとした。(第2条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部を改正する条例(条例第90号)

1 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第11条第4項第1号に規定する認定計画に係る使用済小型電子機器等を搬入事前協議の対象から除くこととした。(第2条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎民生委員の定数に関する条例(条例第91号)

1 民生委員の定数について定めることとした。(本則関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第92号)

1 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

(1) 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(第1条関係)

(2) 住民基本台帳法施行条例(第2条関係)

(3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(第3条関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年10月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例及び特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例(条例第93号)

1 中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

(1) 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(第1条関係)

(2) 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第30号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。（附則関係）

◎県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第94号）

1 岩手県営運動公園の有料公園施設のラグビーフットボール場及びサッカー場の名称をサッカー・ラグビー場に改めることとした。（別表第1関係）

2 岩手県営運動公園のサッカー・ラグビー場の使用料の額を改めることとした。（別表第3関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第95号）

1 県営住宅に県営屋敷前アパート等を加えることとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第96号）

1 電気事業における総最大出力147,461キロワットを148,470キロワットに改め、発電所に相去太陽光発電所を加えることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）